

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:市長公室危機管理防災課 No.001

処 分 名	防災センターへの入館の制限
処 分 の 概 要	基準の要件を満たした場合、施設の秩序を維持するため、施設利用者の防災センターへの入館を制限することがあります。
根拠条例等・条項	春日部市防災センター条例（平成 19 年 3 月 20 日条例第 22 号） 第 5 条
処 分 基 準	処分の先例がないものであって、条例の定め以上に具体化することが困難なため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
備 考	
根拠条例及び 関係条例等の抜粋	春日部市防災センター条例（平成 17 年 10 月 1 日条例第 161 号） （入館の制限） 第 5 条 市長は、防災展示ホール内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入館を禁止し、又はその者に対し、退館を命じることができる。